

貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令（案）に関する意見 募集結果について

平成29年5月31日
国土交通省

国土交通省では、平成29年3月29日から同年4月27日までの間、**貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令（案）**に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、31件の御意見が寄せられました。
お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表します。なお、本件に直接関係がなかった御意見についても、今後の施策の推進に当たって参考にさせていただきます。
皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますようよろしく御願いします。

1 実施方法

- (1) 募集期間 平成29年3月29日（水）～4月27日（木）
- (2) 周知方法 電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- (3) 意見提出方法 電子メール、FAX及び郵送

2 意見数

提出意見数 31件（提出者数 31名）

3 問い合わせ先

国土交通省自動車局貨物課 トラック事業適正化対策室
電話番号 03-5253-8111（内線41334）

(別紙)

御意見の概要及び国土交通省の考え方

御意見の概要	国土交通省の考え方
<p>安全規則第8条第6項に、貨物の積載状況の記載について規定がありますが、本改正の対象車両についても、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上としてはいかがでしょうか。</p>	<p>検討した結果、対象車両については、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上と規定しました。</p>
<p>正確な時刻を記録するのは困難である。 荷主の会社へ抜き打ち検査をし、現場のトラック乗務員から現状の聞き取り調査を実施した方が、はるかに現状を正確に把握できるかと思う。</p>	<p>本改正による荷待ち時間等の記録は、トラック運転者の長時間労働の一要因となっている荷待ち時間の削減に向け、トラック事業者と荷主の双方の協力による改善への取り組みを促進するほか、荷主に対する勧告等の発動に係る確認の一助とすること等を目的とするものです。 過労運転等の実態については、荷主勧告制度の運用等にあたり、必要に応じて、荷主や事業者から聴取することとしています。</p>
<p>乗務記録に荷積み荷下ろしの時間を記載するとありますが、この時間の記載だけでは「荷主都合」の把握には到底無理があるよう思います。 報告を義務付ける前に、各産業の輸送実態や輸送過程の把握に努めていただきたく思います。</p>	<p>これまでトラック事業における輸送実態や荷主業界毎の取引実態については、「トラック輸送状況の実態調査」等により把握に努めているところです。</p>
<p>乗務記録に新たに追加する3点は、対象車両を持っている全ての事業者に義務化するのではなく、その必要がある事業者（取引環境に課題のある）が任意に行うことにするべき。</p>	<p>トラック事業者については、荷主に比べて立場が弱いことから、トラック事業者の任意の記録に委ねると、実態の把握が難しくなる恐れがあります。 このため、比較的長時間の荷待ち時間が発生しやすい一定の大きさ以上の車両に対象を絞ったうえで、当該車両を保有する事業者を対象に実施することとしています。</p>

<p>数分しかかからない荷待ちや荷役時間の記録は現実的ではないと思う。</p> <p>例えば「10分を超える～」などの最低基準が無いと数分で終わる作業の記録に数分要するという理不尽なことが起きかねない。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、本改正に係る具体的な運用のあり方について、引き続き検討させていただきます。</p>
<p>積込開始日時・荷降し終了時刻だけでなく、積込場所の入構・出発時刻が必要です。</p> <p>積込開始時刻及び荷降し終了時刻だけですと、積込場所へ到着してからの待機や伝票完成までの待機等々が長時間になる事が多い為です。</p>	<p>検討した結果、荷積み又は荷下ろしの開始及び終了の日時のほか、集荷地点等への到着及び集荷地点からの出発の日時についても記載することとし、その旨規定しました。</p>
<p>基本的に改正は良いと考えるが、運転手の負担とならないよう記載方法等の簡素化が臨まれる。</p> <p>また荷待ち時間が明確となれば、長時間の荷待ち時間を「休憩時間」もしくは「分割の休息時間」として適用してほしい</p>	<p>記載方法については、運行記録計による記録の中に荷待ち時間を記録することなどにより簡素化は可能と考えています。</p> <p>また、休憩時間等のトラックドライバーにおける労働時間のルールについては、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を準用しており、厚生労働省の所管となっています。</p>
<p>輸送の安全の確保のために必要な規制強化であれば理解できるが、今回の改正は、中型車以上に限定しているといえ、集荷地点等の情報を全ての運転者に記録を義務付けるもので、運転者にとって、あまりにも細かすぎる内容で過度な負担となるものである。</p>	<p>本改正については、トラック運転者の長時間労働の一要因となっている荷待ち時間の削減に向け、トラック事業者と荷主の双方の協力による改善への取り組みを促進するほか、荷主に対する勧告等の発動に係る確認の一助とすること等を目的とするものです。</p> <p>なお記載方法については、運行記録計による記録の中に荷待ち時間を記録することなどにより簡素化は可能と考えています。</p>

<p>荷待ち時間の情報を記録しても、その時間の全てが荷主都合によるものなのか、一部は運転者都合によるもののかを区分した記録をしておかないと意味が無い。</p>	<p>ご意見等を踏まえ、荷主の都合により集貨地点等で待機した場合に記録をすることとし、その旨規定しました。</p>
<p>到着日時及び出発日時については運行記録計による記録とし、その他の記録は、運行記録計による記録の付記によることとされたい。</p>	<p>本改正に係る記録事項については、貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第2項により、運行記録計の記録による記録及び付記することにより代えることができることとされております。</p>
<p>今回の新たな追加記載項目に加えて、発荷主名と着荷主名についても乗務記録の記載対象として新たに追加すべきである。</p>	<p>乗務等の記録については、運行管理及び輸送の安全を確保する観点から、必要な項目について記載させることとしております なお荷主名については、集貨又は配達を行った場所を記録することで把握するほか、必要があれば、別途運送契約書などの書面により把握することとしています。</p>
<p>この度の記録されたデータについて、この記録を具体的に活用することが重要と考えますが、具体的にその活用方法をお示し願いたい。</p>	<p>本改正施行後の一定期間において、荷待ち時間のデータを収集し、業態別による発生状況等を集計することを予定しており、荷待ち時間の削減に向けた取り組みに活かすこととしています。なお活用方法については、現在検討中であり、具体的な方向性が決まり次第お示しする予定です。</p>

平成29年3月
自動車局

貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令（案）について (概要)

1. 背景

トラック運送業は、国内貨物輸送の4割強を担う重要な産業である一方、平成2年以降の規制緩和後、事業者数は約1.6倍に増大し、全体の約99%が中小企業となっている。そのため、荷主に比べて立場が弱く、荷待ち時間の負担を強いられる等の取引環境上の課題がある。

今般、トラックドライバーの長時間労働の要因の1つとなっている荷待ち時間の削減を図る上で、荷待ち時間を生じさせている荷主への勧告等の発動に係る確認の一助等とするため、貨物自動車運送事業輸送安全規則に定める乗務記録の内容等について、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

(1) 乗務等の記録（第8条関係）

第8条では、一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者（以下「一般貨物自動車運送事業者等」という。）は、事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った運転者ごとに休憩又は睡眠をした場合の地点・日時等の記録をするよう定めているところ、荷主の都合による荷待ち時間の実態を把握し過労運転の防止につなげる観点から、

- ・集荷及び配送を行った地点（以下「集荷地点等」という。）
 - ・集荷地点等への到着日時及び集荷地点等からの出発日時
 - ・集荷地点等における荷積み及び荷卸しの開始及び終了日時
- についても乗務記録の対象として新たに追加することとする。（ただし、車両総重量が7.5トン以上又は最大積載量が4.5トン以上の車両を対象とする。）

(2) 適正な取引の確保（第9条の4関係）

第9条の4では、一般貨物自動車運送事業者等は、輸送の安全を阻害する行為を防止するため、荷主と密接に連絡し、及び協力して、適正な取引の確保に努めなければならないと定めているところ、荷待ち時間を解消するためには荷主の理解と協力が不可欠であることから、荷主の都合による荷待ち時間に起因する運転者の過労運転又は過積載による運送の防止についても、適正な取引の確保の努力義務の目的として新たに追加することとする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布 平成29年5月
施 行 公布の一月後